

# 児童扶養手当制度

## ■児童扶養手当制度とは

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

## 対象者／

- ① 父または母が離婚している児童(※を監護している父、母または養育者)
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいにある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童

## ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 未婚で出生した児童
- ⑨ 遺棄などで父母がいるかいないか分からない児童

## ※18歳に達する日以降の最初の3月31日(18歳年度末)までの間にある者。

ただし、心身におおむね中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで申請に必要な書類等については、問い合わせください。

## 支給日／

- ・ 3、4月分：5月11日
  - ・ 5、6月分：7月12日
  - ・ 7、8月分：9月13日
  - ・ 9、10月分：11月11日
  - ・ 11、12月分：1月11日
  - ・ 1、2月分：3月11日
- ※認定請求した日の属する月の翌月から支給されます。

## ■公的年金の受給について

令和3年3月分より障害年金を受給している方の児童扶養手当の算出方法が変わります。これにより、今まで児童扶養手当が支給されなかった方にも、児童扶

養手当が支給される場合があります。

令和3年3月1日に要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すると、令和3年3月分の手当から受給できます。障害年金を受給している方は該当になる可能性がありますので、問い合わせください。

## 問い合わせ／

市こども課子育てグループ  
☎23-6529

## 更新で安心！子育て支援事業

保育所で一時的にお子さんを預かる「一時保育事業」、風邪などで学校・保育所・幼稚園に行けないお子さんを預かる「病児保育室はぐくみ」。これらの事業は毎年度更新手続きが必要です。事前に準備しておくことで安心です。事業の詳細は「わっかない子育て応援サイトえーる」または、下記へ問い合わせください。

問い合わせ／市こども課 ☎23-6529 ☎23-6530

## 市立稚内病院 診療費自動精算機運用開始

市立稚内病院では、精算時の待ち時間短縮を図る目的として、3月23日(火)から診療費を支払うための自動精算機を導入しました。

## 設置場所／

市立稚内病院1階ロビーに2台設置

## 支払方法／

現金またはクレジットカード

※一括払いのみとなります。

※従来どおり、窓口で現金での支払いも可能です。

## ■対応しているクレジットカードについて

- ・ VISA
- ・ Mastercard
- ・ JCB
- ・ AMERICAN EXPRESS
- ・ Diners Club
- ・ DISCOVER

## 利用時間／

9時00分～17時00分  
※土日・祝日を除く

## ■診察終了後の流れ

- ① 3番窓口にて会計ファイルを提出し、会計受付票を受け取ります。
- ② 会計表示板に会計受付票の番号が表示されたら自動精算機で精算します。
- ③ 精算後、領収書と診療明細書が発行されます。
- ④ お薬の処方がある場合は、領収書右側の処方箋引換券を処方箋引換え力ウンターに提出します。

## ◆院内処方の方

引換券を受け取った後、院内薬局で薬を受け取ってください。

## ◆院外薬局の方

院外処方箋を受け取った後、かかりつけ薬局で薬を受け取ってください。

## その他／

・ 外来診療費、入院費のどちらも利用可能です。

・ 自動精算機を利用する場合は、診察券が必要です。

・ 当面の間、自動精算機付近に職員を配置しますので、ご不明な点がございましたらお声掛けください。

## 問い合わせ／

市立稚内病院医事課医事グループ  
☎23-2771

お困りではありませんか？

## くらしの豆知識 ④1

### ◆新型コロナウイルスワクチンに便乗した詐欺に注意！

新型コロナウイルスのワクチン接種を口実にした、詐欺やトラブルの相談が全国的に寄せられています。



市役所や保健所などの公的機関を名乗る者から、電話やメールなどで新型コロナウイルスのワクチン接種が「無料で受けられる」、「優先的に受けられる」などと言われ、そのために金銭の振込や個人情報を求められたというような事例があります。

### 【被害に遭わないために】

- ・ 市役所などの行政機関が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話やメールで求めることはありません。不審な電話やメールなどには反応しないようにしましょう。
- ・ ワクチン接種の費用は全額公費です。金銭を振り込む必要はありませんので、注意しましょう。

消費生活で困ったときは、すぐに消費者センターへ相談してください。

## 稚内市消費者センター

中央4丁目16番2号(保健福祉センター2階)  
☎23-4133(平日10時～16時)